

議案第 36 号

三朝町国民健康保険税条例の一部改正について

次のとおり三朝町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成13年 5月14日

三朝町長 吉田 秀 光

平成13年5月14日 原案可決

三朝町議会議長 藤 井 享

三朝町条例第 号

三朝町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

三朝町国民健康保険税条例（昭和45年三朝町条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示並びに追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
（介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額） 第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者 <u>1人</u> につい	（介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額） 第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者 <u>1人</u> につい

て 7,500円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、1世帯について 6,000円とする。

第8条～第12条 略

(国民健康保険税の減額)

第13条 次の各号の1に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が53万円を超える場合には、53万円)並びに同条第3項本文の介護納付金課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が7万円を超える場合には、7万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額を超えない世帯に係る納税義務者

ア 略

イ 略

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 5,250円

エ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額

て 8,500円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、1世帯について 7,000円とする。

第8条～第12条 略

(国民健康保険税の減額)

第13条 次の各号の1に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が53万円を超える場合には、53万円)並びに同条第3項本文の介護納付金課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が7万円を超える場合には、7万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額を超えない世帯に係る納税義務者

ア 略

イ 略

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 5,950円

エ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額

1 世帯について 4,200円

- (2) 法第 703条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第 314条の 2 第 2 項に規定する金額に被保険者（当該納税義務者を除く。）1 人につき 245,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する場合を除く。）

ア 略

イ 略

- ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。）

1 人について 3,750円

- エ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額

1 世帯について 3,000円

- (3) 法第 703条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第 314条の 2 第 2 項に規定する金額に被保険者 1 人につき 350,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前 2 号に該当する者を除く。）

ア 略

イ 略

- ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。）

1 世帯について 4,900円

- (2) 法第 703条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第 314条の 2 第 2 項に規定する金額に被保険者（当該納税義務者を除く。）1 人につき 245,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する場合を除く。）

ア 略

イ 略

- ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。）

1 人について 4,250円

- エ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額

1 世帯について 3,500円

- (3) 法第 703条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第 314条の 2 第 2 項に規定する金額に被保険者 1 人につき 350,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前 2 号に該当する者を除く。）

ア 略

イ 略

- ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。）

1人について 1,500円

エ 介護納付金課税被保険者に係る世帯

別平等割額

1世帯について 1,200円

第14条～第17条 略

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和45年度分の国民健康保険税から適用する。

2～6 略

(商品先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が法附則第35条の4第1項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条及び第13条第1項の規定の適用については、これらの規定(第3条第2項及び第3項を除く。)中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第1項に規定する商品先物取引に係る雑所得等の金額」と、第3条第2項及び第3項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第1項に規定する商品先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が法附則第33条の3第1項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条及び第13条第1項の規定の適用については、これらの規定(第3条第2項及び第3項を除く。)中「及び山林所得金額」

1人について 1,700円

エ 介護納付金課税被保険者に係る世帯

別平等割額

1世帯について 1,400円

第14条～第17条 略

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和45年度分の国民健康保険税から適用する。

2～6 略

(商品先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が法附則第33条の3第1項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条及び第13条第1項の規定の適用については、これらの規定(第3条第2項及び第3項を除く。)中「及び山林所得金額」

7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が法附則第33条の3第1項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条及び第13条第1項の規定の適用については、これらの規定(第3条第2項及び第3項を除く。)中「及び山林所得金額」

とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と第3条第2項及び第3項中「又は山林所得金額」とあるのはの3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。	とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と第3条第2項及び第3項中「又は山林所得金額」とあるのはの3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の三朝町国民健康保険税条例（以下「改正後の条例」という。）第7条の2及び第7条の3並びに第13条の規定は、平成13年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成12年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例附則第7項の規定は、平成14年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成13年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。